

第 50 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議

- 1 開催日時：令和 3 年 12 月 1 日（水） 9：20～9：40
- 2 開催場所：三重県庁 3 階 プレゼンテーションルーム
- 3 出席者：一見知事、廣田副知事、服部副知事、日沖危機管理統括監、野呂防災対策部長、安井戦略企画部長、高間総務部長、加太医療保健部長、中尾医療保健部理事、中山子ども・福祉部長、岡村環境生活部長、増田廃棄物対策局長（オンライン）、山口地域連携部長、辻国体・全国障害者スポーツ大会局長（オンライン）、横田南部地域活性化局長（オンライン）、更屋農林水産部長、島上雇用経済部長、小見山観光局長（オンライン）、水野県土整備部長、真弓県土整備理事（オンライン）、三宅デジタル社会推進局長（オンライン）、田中最高デジタル責任者（オンライン）、下田出納局副局長（オンライン）、木平教育長、喜多企業庁長（オンライン）、長崎病院事業庁長（オンライン）、松野警察本部警備第二課危機管理室長、高野四日市港管理組合経営企画部長（オンライン）、服部四日市市危機管理監（オンライン）、事務局

4 議事内容：以下のとおり

（日沖危機管理統括監）

- ・これより「第 50 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議」を始める。
- ・先月 11 月 19 日に国の基本的対処方針が全部変更されたことを受け、すでに先月 25 日には、イベントの開催基準等について先行して改定を行ったところであるが、本日は今後の県の対応方針について決定するため開催する。

議題 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について

（日沖危機管理統括監）

- ・事項 1 「三重県新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について」、感染症対策部から説明をお願いします。

（中瀬感染症情報プロジェクトチーム 担当課長）資料 1 に沿って説明

- ・県内患者発生状況について、11 月 30 日時点で累計 14,813 人に達している。オレンジ色のラインで示しているように、8 月の第 5 波の関係で大きく伸びて以降、ほぼ横ばいとなっている。

- ・直近週 11 月 20 日から 26 日の新規感染者数は 2 人、その前週 13 日から 19 日は 3 人と低位で推移している。スライド下部は保健所別の内訳である。
- ・3 ページ目は、10 月と 11 月の日別の新規感染者数をカレンダーで表した推移である。黄色の着色セルは、前週の同じ曜日と比べて増えていることを表している。10 月以降ひと桁台で推移している。とりわけ 11 月 7 日以降は 0 人若しくは 1 人という低位で推移している。
- ・感染経路等に関する状況については、感染者数が少ない状況で推移していることから、4 週間単位での比較としている。
- ・感染経路不明の率は約 3 割で推移しており、これまでの傾向と大きな変化はない。
- ・年齢別の感染状況については、10 月 2 日から 10 月 29 日の期間で 70 代以上が 22%と大きくなっているが、これは高齢者施設でのクラスター発生の影響である。
- ・感染経路の詳細についても、家族内での感染が多くなっており、これまでの傾向と大きく差はない。10 月 2 日から 29 日のグラフで薄い緑色のところは、高齢者施設でのクラスター発生の影響である。
- ・県内外別については、件数は直近では少ないものの、県外由来と推定される事例が一定割合で確認されている。
- ・ワクチン接種歴と重症化等の状況について、こちらも傾向に大きな変化はない。感染者全体の 8 割がワクチン接種歴のない方である。また、2 回接種済みの方は未接種の方に比べて重症化率・死亡率ともに低い。
- ・入院等の状況について、資料は 26 日現在となっているが、30 日現在における病床占有率は 0.7%となっており、こちらについても最近は低位で推移している。重症者用病床占有率は 0%である。
- ・PCR 等検査の状況についても、最近は検査数が少なく、直近の 13 日から 19 日の週についても陽性者は 3 人で、検査全体に占める陽性率は 0.1%と低位の状況である。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいまの説明について質問はあるか。

(質疑なし)

議題 2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 14」について

(日沖危機管理統括監)

- ・事項 2 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 14」

について、総合対策部から説明をお願いします。

(小西危機管理特命監) 資料2に沿って説明

- ・資料2「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 14」について説明する。
- ・はじめにの部分で、10月18日に感染者数がゼロとなり、11月中旬以降ゼロとなる日も増えている。11月24日には503日ぶりに病床使用率が0%となるなど、感染状況は落ち着きを見せている。
- ・政府においても基本的対処方針が変更され、感染リスクを下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常生活の実現を図るという方針が示されたところである。
- ・しかし、海外ではヨーロッパなど感染が拡大傾向にある地域もあり、新たな変異株であるオミクロン株も現れるなど警戒すべき要因は多く、第6波を起こさない、起きたとしても小さく抑えるため、気を緩めることなく感染防止対策に取り組んでいくことが必要である。
- ・県としても「みえコロナカード」として、感染拡大防止アラート等の設定など、四つの柱により、第6波に向けた対策を実施しているところである。
- ・このような中、政府の基本的対処方針やワクチン接種の進展など感染状況の変化、また、これまでに得られた知見を踏まえ、県民の皆様、事業者の皆様に取り組んでいただきたい感染防止対策についてまとめ『三重県指針』ver. 14として策定した。
- ・2ページ、県民の皆様へのお願いとして、国の対処方針の考え方を踏まえて記載内容の見直しを行っている。修正部分には下線を引いてあり、主なものについて説明する。
- ・(2) 新しい生活様式の定着と感染防止対策の徹底の部分、二つ目の丸印、大人数や長時間に及ぶ飲食については、これまでは「避ける」ように要請をしていたが、これについては、「屋外も含めて感染防止対策を徹底する」ようにと変更する。
- ・3ページ、(3) 移動について、今後の感染状況により、緊急事態宣言等が発出される都道府県が出てきた場合には、生活の維持に必要な場合を除き移動を避けていただくようこれまでどおりお願いを行う。ただし、2回目のワクチン接種から14日以上経過、または検査によって陰性が確認できる場合は除くこととする。
- ・4ページ、県外の皆様へのお願いとして、県外から三重県への移動についても同様の記述とする。
- ・5ページ、事業者の皆様へとして、(1) 基本的な感染防止対策の徹底につい

- て、最初の丸印で、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を遵守し感染防止対策の徹底をお願いする。これは特措法第 24 条第 9 項に基づいて要請する。
- ・四つめの丸印、高等教育機関において、これまで大人数や長時間の飲食を避けるようお願いをしていたが、下線のとおり『感染リスクが高まる「5つの場面」』について特に注意をお願いすると変更する。
 - ・その下の丸印、事業者についても同様のお願いとしている。
 - ・なお、『感染リスクが高まる「5つの場面」』については 14 ページに記載しているので、ご覧いただきたい。
 - ・6 ページ、(2) 感染防止対策にかかる認証制度等の活用について、飲食店において、感染拡大時には認証店は営業時間短縮の制限緩和を行う場合があるので、積極的な活用をお願いする。
 - ・7 ページ、「あんしん みえリア」の認証を受けた飲食店等のうち、感染拡大時にワクチン・検査パッケージを適用する店舗については、利用人数などの制限を緩和する場合があることから、ワクチン・検査パッケージ制度の活用をお願いする。
 - ・ワクチン・検査パッケージ制度については、下の欄外で説明をしているが、店舗等において、利用者のワクチン接種歴、検査結果の陰性いずれかを確認することにより行動制限の緩和をする国の制度である。この制度の適用など詳細については近日中に公表する予定である。
 - ・9 ページ、感染拡大防止アラートと発動後の対応について、(1) ①感染拡大防止アラートの発動として、「新規感染者数が 2 日連続 17 人以上」というこれまでどおりの基準としている。
 - ・その後感染が拡大し、医療の負荷が生じ始める状態になり、直近 1 週間人口 10 万人あたりの新規感染者数 8 名、または病床使用率 30%以上、これは入院患者数としては 137 人に相当するが、このいずれか一つに該当する場合には感染拡大阻止宣言を発出し、ワクチン未接種や検査で陰性を確認できないような場合について、県境を越える移動を避けていただくなどの要請を行っていく。
 - ・また、さらにその後感染状況が悪化して、医療の負荷が大きくなりつつある状態で、その下に示している 3 つの指標、人口 10 万人あたり 15 人以上、病床使用率 30%以上、重症者用病床使用率 20%以上、これは重症患者数としては 10 人に相当するが、これらのいずれか二つ以上に該当する場合について、緊急警戒宣言を発出し、飲食店の営業時間短縮、また会食における人数制限等の措置の実施について検討する。
 - ・10 ページは、こうした県の対応を、国がこれまで示していたステージの分類に替わり、国から示された新たなレベル分類に対応するように整理をした表

である。

- 左側のアラートの発動から措置を順次強化していくが、表の下にレベル2、レベル3と記載しているように、国が定めるレベル分類に基づき、アラートの発動がレベル2への移行に相当するものとして取り組んでいく。
- 10 ページの下の方に、国の分科会が示しているレベル0からレベル4の指標について記載している。
- 11 ページに、今後の飲食店への営業時間短縮要請等について、現時点における考え方を整理している。
- 「あんしん みえリア」の認証店と非認証店、また認証店のうち、ワクチン・検査パッケージを適用する適用店と非適用店を分けて、緊急警戒宣言等、それぞれの措置の場合の要請内容をまとめている。
- 欄の下の方に記載してあるが、実際の要請にあたっては、その時の政府の基本的対処方針や本県におけるクラスター発生状況、感染経路などの感染傾向や近隣府県の状態も踏まえて適時決定をしていきたいと考えている。
- また、その下にモニタリング資料として示しているが、確保病床の使用率、入院率等の指標にも留意をして判断していきたいと考えている。
- 続いて資料3「イベントの開催基準等」については、『三重県指針』の別冊とすることから、三重県指針を ver. 14 に改定するのに合わせ、改めて策定をするものである。
- 内容については、先日11月25日に改定したところであり、変更はない。
- なお、別紙、様式等については添付を割愛している。

(日沖危機管理統括監)

- ただいまの説明について質問等はあるか。
- (質疑なし)

(日沖危機管理統括監)

- それでは、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 14」について、資料2、資料3のとおり決定してよろしいか。
- (発言なし)

(日沖危機管理統括監)

- それではこのとおり決定する。

議題3 「各部からの報告事項」について

(日沖危機管理統括監)

- ・各部からの報告事項について、報告事項がある部局は願います。

(中尾医療保健部理事)

- ・医療保健部から2点報告を行う。
- ・1点目、次の感染拡大に備えて宿泊療養施設のさらなる確保に取り組んでいるが、このたび津市内に新たな施設を確保したので報告する。
- ・2点目、オミクロン株について、ナミビアから入国された方の国内第1例目の報告が報道されている。その中で、濃厚接触者70人を認定して健康フォローアップをしているところだが、厚生労働省に確認したところ、その70人の中に三重県の方はいないということを確認している。

(日沖危機管理統括監)

- ・他に報告事項のある部局はあるか。

(水野県土整備部長)

- ・報告ではなく質問だが、今後の感染拡大に備えて、各部の人員をリストアップして研修に入るといった情報があつたが、詳しく教えてほしい。

(中尾医療保健部理事)

- ・各部のご協力を得て、感染拡大時に各部からの応援として保健所に応援に入って兼務をしていただく方について、これまで第5波においては最大で42人、延べ170人という状況でお願いしていた。
- ・今後の第6波に備えて、一時点の最大で約100人を想定し、それに対して約350人の方を各部から、総務部を通じてリストアップしているところである。
- ・これらの方については、感染が拡大した場合に状況に応じて応援をお願いしたい。そのうち約半数の方はすでに経験されている方であり、どういった業務をするのか理解していただいているが、残り半数の方については初めてリストアップされる方もあることから、マニュアルに基づく研修等の方法により、応援時にどういった業務をするのかについて丁寧に説明したいと考えている。
- ・総務部の協力のもと、医療保健部と総務部でリストアップ作業を進めているところなので、全容が決まり次第ご説明したいと考えている。

(日沖危機管理統括監)

- ・他に報告事項のある部局はあるか。

(発言なし)

議題4 知事指示事項

(日沖危機管理統括監)

- ・最後に知事から「知事指示事項」をお願いする。

(一見知事)

- ・先程県土整備部長から質問があった保健所への応援については、各部に負担をかけることになるが、リストアップが整い次第、研修を行っていくことになるので、準備をお願いする。
- ・現在、三重県においては感染の拡大は抑えられており、11月7日以降、新規感染者が1人以下という日が続いている。
- ・一方で、感染力が非常に強いとも言われているオミクロン株が日本にも入ってきたという事実があり、これに備えつつも、当面は基本的な感染防止対策を十分に講じた上で日常を取り戻していく「日常生活と感染防止対策の両立」の段階にある。
- ・また、新型コロナウイルス感染症に関してあらゆる差別や偏見、誹謗中傷やいじめが生じないように、引き続き対応をお願いする。

指示事項として4つ申し上げる。

- ・「みえコロナガード」の4つの柱(「感染拡大防止アラート等」「検査体制」「ワクチン接種体制」「医療提供体制」)の活用・整備を着実にを行い、第6波に向けた対策を進めること。

県民の皆様にとっては、感染者数も抑えられている今はアクセルを踏む時期であるが、県職員はいつでもブレーキを踏めるよう、常在戦場の気持ちで臨むとともに、県民の命を守るのは我々県職員であるという自負と誇りを持ち業務にあたること。

- ・新たに「懸念される変異株」に指定されたオミクロン株に的確に対応するため、引き続きゲノム解析による検査を着実に実施するとともに、今後検査手法が確立され次第、変異株スクリーニング検査を実施していくこと。
- ・県民の方へのワクチン接種がさらに円滑に進むよう、3回目接種に向けた準備も含め、市町や関係機関等と緊密な連携を図ること。
また、若年層のワクチン接種の促進に向け引き続き重点的に取り組むこと。
- ・「ワクチン・検査パッケージ」制度の適用により、今後、感染が拡大した際においても、イベント参加人数や飲食店における人数制限等の緩和が可能とされている。この制度を実施するにあたって必要な体制を早急に整えるとともに、体制が整い次第周知すること。

(日沖危機管理統括監)

- ・ただいま知事から指示のあった事項4点について、各部局においてしっかりと対応をお願いします。
- ・以上で本部員会議を終了する。